

埼玉大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則(概要)

埼玉大学では、研究活動上の不正行為の防止及び不正が生じた場合に対応するため、次のガイドライン及び行動規範等を踏まえ、この規則及び研究者等の行動規範を制定した。

- 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日:文部科学大臣決定)
- 声明 科学者の行動規範—改訂版—(平成25年1月25日:日本学術会議)

I 不正行為等の定義

1. 対象とする不正行為
論文等の捏造、改ざん、盗用等
2. 対象とする研究者等
本学の役員、教職員、学生、その他本学において研究に携わる全ての者
3. 研究倫理教育
研究倫理規範の修得及び研究倫理向上のための教育

II 研究者等の責務

- ・研究倫理教育等の受講
- ・研究データの保存・開示など

III 責任体制等

1. 責任体制
 - ・最高責任者…学長
不正行為の防止・対応について最終責任を負う者
 - ・統括責任者…研究担当理事
最高責任者を補佐し、不正行為防止・対応について本学全体を総括する実質的な責任者
 - ・研究倫理教育等責任者(責任者)…部局長
部局における研究倫理教育の実施等、不正行為防止の取組に関する実質的な責任者
2. 不正行為防止のための取組
 - ・不正行為防止の基本方策・防止計画の策定、周知
 - ・研究活動不正防止推進室の設置
 - ・研究者等に対する研究倫理教育の実施
 - ・不正行為防止の取組の実施状況を定期的に確認

IV 告発の受付 ～ 被告発者等に対する措置

不正行為

- ◆ 捏造、改ざん、盗用等

告発等の受付

- 「不正行為に関する告発等の受付窓口」を設置
- 告発は顕名が原則で、不正とする科学的な合理性のある理由が明示されているもの
(匿名の場合は、告発内容に応じて顕名に準じた取扱が可能)
- 秘密保持の徹底

受 理

予備調査委員会設置

- ◆ 告発内容の合理性、本調査における調査可能性等を調査
- ◆ 本調査を実施すべきか否かを、告発を受けた日又は予備調査を指示した日から概ね30日以内に決定

予 備 調 査 調査結果

調査委員会設置

- 外部有識者(半数以上)を含む調査委員会を設置
- 本調査は、本調査決定後概ね30日以内に開始
- 資金配分機関の求めに応じて、調査の中間報告を提出
- 調査方法
指摘された論文、実験・観察ノート、生データ等の精査、関係者のヒアリングなど
- 被告発者の弁明の機会を保障

本 調 査 調査結果

認 定

認定結果

- ◆ 不正行為が行われたか否かを、調査開始日から原則として150日以内に認定
- ◆ 被告発者が説明責任、データ等が保存されていない場合には、不正行為とみなす
- ◆ 不正行為と認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者とその度合、研究や論文等における役割等を認定
- ◆ 不正行為と認定された場合、不服申し立てが可能

措 置

- 《不正行為と認定された場合の措置》
- 研究費の使用停止、返還等
- 不正行為と認定された論文等の取り下げ勧告
- 学内規則等に基づき被認定者等の処分